

政令第七十五号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する

政令

内閣は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令（昭和四十九年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十号を第二十一号とし、第一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

一 アゾ化合物（化学的变化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。）

イ 四―アミノジフェニル

ロ オルト―アニシジン

ハ オルト―トルイジン

ニ 四―クロロ―二―メチルアニリン  
ホ 二・四―ジアミノアニソール  
へ 四・四―ジアミノジフェニルエーテル  
ト 四・四―ジアミノジフェニルスルフィド  
チ 四・四―ジアミノ―三・三―ジメチルジフェニルメタン  
リ 二・四―ジアミノトルエン  
ヌ 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン  
ル 三・三―ジクロロベンジジン  
ヲ 二・四―ジメチルアニリン  
ワ 二・六―ジメチルアニリン  
カ 三・三―ジメチルベンジジン (別名オルト―トリジン)  
ヨ 三・三―ジメトキシベンジジン  
タ 二・四・五―トリメチルアニリン

レ ニーナフチルアミン（別名ベーターナフチルアミン）  
ソ パラークロロアニリン  
ツ パラーフェニルアゾアニリン  
ネ ベンジジン  
ナ ニーメチルー四ー（ニートリルアゾ）アニリン  
ラ ニーメチルー五ーニトロアニリン  
ム 四・四<sup>ノ</sup>ーメチレンジアアニリン  
ウ ニーメトキシー五ーメチルアニリン

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令（昭和四十九年政令第三百三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 アゾ化合物（化学的变化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。）</p> <p>イ 四―アミノジフェニル</p> <p>ロ オルト―アニシジン</p> <p>ハ オルト―トルイジン</p> <p>ニ 四―クロロ―ニ―メチルアニリン</p> <p>ホ 二・四―ジアミノアニソール</p> <p>へ 四・四―ジアミノジフェニルエーテル</p> <p>ト 四・四―ジアミノジフェニルスルフィド</p> <p>チ 四・四―ジアミノ―三・三―ジメチルジフェニルメタン</p>	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>（新設）</p>

リ | 二・四 | ジアミノトルエン

ヌ | 三・三 | ジクロロ | 四・四 | ジアミノジフェニルメ  
タ | タン

ル | 三・三 | ジクロロベンジジン

ヲ | 二・四 | ジメチルアニリン

ワ | 二・六 | ジメチルアニリン

カ | 三・三 | ジメチルベンジジン (別名オルト・トリジ  
ン)

ヨ | 三・三 | ジメトキシベンジジン

タ | 二・四・五 | トリメチルアニリン

レ | 二 | ナフチルアミン (別名ベーター・ナフチルアミン  
ン)

ソ | パラ | クロロアニリン

ツ | パラ | フェニルアゾアニリン

ネ | ベン | ジジン

ナ | 二 | メチル | 四 | (二 | トリルアゾ) | アニリン

ラ | 二 | メチル | 五 | ニトロアニリン

ム | 四・四 | メチレンジアニリン

ウ| ニー|メトキシ|五|メチル|ア|ニリン  
二|五|二|十一| (略)

一|五|二|十| (略)

薬食発0408第1号  
平成27年4月8日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令の制定について

今般、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令の一部を改正する政令（平成27年政令第175号）が公布されたところであるが、その改正の内容等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 第1 改正の内容

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号。以下「法」という。）の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令（昭和49年政令第334号）の一部を改正し、有害物質として、新たに、アゾ化合物（化学的変化により容易に次の第Ⅰ欄に掲げる物質を生成するものに限る。以下単に「アゾ化合物」という。）を指定したこと。

併せて、第Ⅰ欄に掲げる物質について、JIS L 1940（繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法）等において使用されている別名称及びCAS番号を、それぞれ第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄に示したので、参考とされたいこと。

第Ⅰ欄：政令における名称	第Ⅱ欄：JIS L 1940 等において使用されている別名称	第Ⅲ欄：CAS 番号
4－アミノジフェニル	ビフェニル－4－イルアミン 4－アミノビフェニル キセニルアミン	92-67-1
オルト－アニシジン	2－メトキシアニリン	90-04-0
オルト－トルイジン	2－アミノトルエン	95-53-4

4-クロロ-2-メチルアニリン	4-クロロ-オルト-トルイジン	95-69-2
2, 4-ジアミノアニソール	4-メトキシ-メタ-フェニレンジアミン	615-05-4
4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4, 4'-チオジアニリン	139-65-1
4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	4, 4'-メチレンジ-オルト-トルイジン 3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
2, 4-ジアミノトルエン	4-メチル-メタ-フェニレンジアミン 2, 4-トルイレンジアミン	95-80-7
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	4, 4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン) 2, 2'-ジクロロ-4, 4'-メチレンジアニリン	101-14-4
3, 3'-ジクロロベンジジン	3, 3'-ジクロロビフェニル-4, 4'-イレンジアミン	91-94-1
2, 4-ジメチルアニリン	2, 4-キシリジン	95-68-1
2, 6-ジメチルアニリン	2, 6-キシリジン	87-62-7
3, 3'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)	4, 4'-ビ-オルト-トルイジン	119-93-7
3, 3'-ジメトキシベンジジン	オルト-ジアニシジン	119-90-4
2, 4, 5-トリメチルアニリン		137-17-7
2-ナフチルアミン(別名ベータ-ナフチルアミン)		91-59-8
パラ-クロロアニリン	4-クロロアニリン	106-47-8
パラ-フェニルアゾアニリン	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
ベンジジン		92-87-5
2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	オルト-アミノアゾトルエン 4-アミノ-2', 3'-ジメチルアゾベンゼン 4-オルト-トリルアゾ-オルト-トルイジン	97-56-3
2-メチル-5-ニトロアニリン	5-ニトロ-オルト-トルイジン 2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8



4, 4' -メチレンジアニリン	4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
2-メトキシ-5-メチルアニリン	6-メトキシメタートルイジン パラクレシジン	120-71-8

## 第2 施行期日

この政令は、平成28年4月1日から施行されるものであること。

## 第3 その他

法第4条第1項の規定によるアゾ化合物に係る家庭用品の基準（厚生労働省令）については、別途公布する予定であること。